

名古屋市交通局管理規程第6号

拾得物取扱規程（昭和30年名古屋市交通局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月30日

名古屋市交通局長 折戸 秀郷

第2条第2項を次のように改める。

- 職員は、職員以外の者から前項の場所において遺失物を拾得した旨の申出のあったときは、これを受け取り、その者から報労金を請求する権利を主張する旨の申出、所有権を取得する権利を主張する旨の申出、物件の返還時に受領した旨の遺失者からの連絡の希望その他書面の交付の希望があった場合は、別に定める様式に氏名、住所及び電話番号を記入させ、第10条第3項に規定する拾得物預り書を後日送付する旨説明し、前項に準じて届け出るものとする。

第3条第2項を次のように改める。

- 担当乗務員は、職員以外の者から遺失物発見の申出があったときは、これを受け取り、その者から報労金を請求する権利を主張する旨の申出、所有権を取得する権利を主張する旨の申出、物件の返還時に受領した旨の遺失者からの連絡の希望その他書面の交付の希望があった場合は、別に定める様式に氏名、住所及び電話番号を記入させ、第10条第3項に規定する拾得物預り書を後日送付する旨説明し、前項に準じて届け出るものとする。

第5条中「前各条」を「前3条」に、「拾得物処理入力」を「拾得物登録入力」に改める。

第8条第4号中「拾得物返還簿」を「遺失物受領書」に、「遺失者に署名」を「遺失者から公的証明書等（住所及び氏名の記載があるものに限る。）の提示を受け、遺失者に住所、氏名及び電話番号を記入」に、「拾得物返還入力」を「拾得物還付入力」に改め、同号ただし書中「職員以外の者が拾得して届け

出た物件を返還する場合においては、そのものを」を「職員以外の者が拾得し、その者から報労金を請求する権利を主張する旨の申出のあった物件を返還する場合においては、当該物件を」に改め、「うえで」の次に「、現に拾得した者が物件の返還時に受領した旨の遺失者からの連絡を希望している物件を返還する場合においては、遺失者から現に拾得した者に対し、当該物件を受領した旨の連絡をするよう伝達したうえで」を加える。

第9条中「、錠のかかる場所に」を「善良な管理者の注意をもって」に改める。

第10条の見出し中「遺失物取扱所」の次に「及び営業課」を加え、同条第2項中「移送された物件」を「遺失物取扱所においては、移送された物件」に、「図るものとし、職員以外の者が拾得したものについては、速やかにその拾得者に拾得物預り書を送付するものとする」を「図るものとする」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 営業課においては、職員以外の者が拾得した物件については、その者からの求めがあった場合は、速やかにその者に拾得物預り書を送付するものとする。

第11条第2項中「錠のかかる場所に」を「善良な管理者の注意をもって」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。